

第91回

定時株主総会招集ご通知

日時 平成28年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 鉄鋼会館 8階 801号室
東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

決議事項

- | | |
|--------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第9号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 |
| 第10号議案 | 当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件 |

目次	定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	3
	事業報告	49
	連結計算書類	64
	計算書類	66
	監査報告書	68



Bull-Dog

ブルドックソース株式会社

証券コード 2804

(証券コード2804)
平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町11番5号
ブルドックソース株式会社
代表取締役社長 **池 田 章 子**

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますて、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、来る6月27日（月曜日）午後5時10分までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室
(末尾のご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第91期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第91期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
第10号議案 当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以上

- ◆ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- また、株主総会にご出席いただけない場合でも、定款の定めにより議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使していただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◆ 株主総会招集ご通知添付書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.bulldog.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
1. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
 2. 連結株主資本等変動計算書
 3. 連結注記表
 4. 株主資本等変動計算書
 5. 個別注記表
- ◆ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.bulldog.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績や財務状況に加えて、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保に配慮しつつ、かつ、継続的、安定的な配当を維持するという基本方針から、株主の皆様に対する適切な利益還元に努めるべく総合的に判断した結果、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。なお、当期は、平成27年12月に1株につき1円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき3円50銭となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円00銭 総額136,665,506円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月29日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成28年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

2. 併合の割合

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の普通株式について、10株につき1株の割合で併合いたします。なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

20,000,000株

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条の発行可能株式総数を変更するとともに、当社株式の売買単位を100株とするため、現行定款第7条に規定する単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。なお、本変更につきましては、第2号議案「株式併合の件」の株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって当該附則を削除するものといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、取締役に対する監査・監督機能の強化により、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るべく、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、所要の変更を行うものであります。
- (3) 本定款の変更は、本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>200,000千株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第8条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>20,000千株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内とする。</u> ② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会) 第25条 (条文省略)</p> <p>② <u>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会) 第25条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役に<u>対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 取締役が取締役会の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>④ (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>③ 取締役が取締役会の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (監査等委員会の権限)</p> <p><u>第28条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第29条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(監査役の員数) 第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p>	<p>(監査等委員会規則) <u>第30条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等) <u>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会) <u>第32条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。</u></p>	(削除)


現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則 (効力発生に関する特則)</p> <p>第 1 条 第 6 条および第 7 条の変更は、平成 <u>28年10月1日をもって効力を発生する ものとする。なお、本条は、変更の効力 発生をもってこれを削除する。</u></p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 当社は、第91回定時株主総会終結 <u>前の行為に関する会社法第423条第1項 所定の監査役（監査役であった者を含 む。）の損害賠償責任を、法令の限度に おいて、取締役会の決議によって免除す ることができる。</u></p> <p>② <u>第91回定時株主総会終結前の社外監 査役（社外監査役であった者を含む。） の行為に関する会社法第423条第1項の 賠償責任を限定する契約については、な お同定時株主総会の決議による変更前の 定款第33条第2項の定めるところによ る。</u></p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。


なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	 <p>いけ だ しょう こ 池田章子 (昭和19年3月5日生) 所有する当社株式の数 228,236株</p>	<p>昭和39年4月 当社入社 平成6年6月 当社取締役経営企画室長 平成10年4月 当社常務取締役マーケティング室長兼研究所担当 平成12年6月 当社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) イカリソース株式会社 代表取締役会長 株式会社安藤・間 社外取締役</p>
<p><取締役候補者とした理由> 池田章子氏は、平成12年から代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、中長期的な企業価値向上を図る上で、同氏が適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	 <p>み くに けい ぞう 三 國 恵 藏 (昭和25年5月4日生) 所有する当社株式の数 123,000株</p>	<p>昭和49年4月 当社入社 平成10年4月 当社研究所長 平成12年6月 当社取締役研究所長 平成19年6月 当社常務取締役商品開発センター長兼商品開発部長兼研究所長 平成23年6月 当社専務取締役生産担当兼物流管理部担当兼研究開発部担当兼鳩ヶ谷工場長兼原料調達部長 平成28年4月 当社専務取締役生産担当兼物流管理部担当兼経営企画室長兼原料調達部長兼鳩ヶ谷工場長 現在に至る</p>
<p><取締役候補者とした理由> 三國恵藏氏は、研究開発部門や生産部門の要職を歴任し、卓越した専門知識、豊富な業務経験と実績を有しています。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>		
3	 <p>い し が き ひ さ と し 石 垣 幸 俊 (昭和29年7月4日生) 所有する当社株式の数 115,000株</p>	<p>昭和53年10月 当社入社 平成12年4月 当社マーケティング室長 平成12年6月 当社取締役マーケティング室長 平成13年4月 当社取締役経営企画室長 平成17年9月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社専務取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) イカリソース株式会社 代表取締役社長</p>
<p><取締役候補者とした理由> 石垣幸俊氏は、平成17年から当社の中核子会社となった関西の老舗ソースメーカーであるイカリソースの代表取締役社長を務めており、グループ経営者としての豊富な経験と実績を有しています。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	 <p>さとう こういち 佐藤 貢一 (昭和30年11月27日生) 所有する当社株式の数 83,000株</p>	<p>昭和54年 4月 当社入社 平成12年 4月 当社マーケティング室経営企画部長 平成13年 4月 当社商品開発部長 平成15年 4月 当社総務部長 平成18年 7月 当社執行役員総務部長 平成19年 6月 当社取締役経営企画室長 平成23年 6月 当社常務取締役経理財務部担当兼経営企画室長 平成28年 4月 当社常務取締役経理財務部担当兼総務人事部長 現在に至る</p> <p><取締役候補者とした理由> 佐藤貢一氏は、商品開発部門や総務部門、そして経営企画部門の要職を歴任し、経営方針や事業計画及び経営戦略の策定等にリーダーシップを発揮しております。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>
5	 <p>やまもと せいいちろう 山本 精一郎 (昭和33年2月5日生) 所有する当社株式の数 97,288株</p>	<p>昭和55年 4月 当社入社 平成13年 4月 当社広域量販支店長 平成16年 4月 当社営業部長 平成19年 7月 当社執行役員営業部長 平成20年 6月 当社取締役営業部長 平成22年 4月 当社取締役マーケティング部長兼特販プロジェクト委員長 平成25年 4月 当社取締役マーケティング部長兼特販部長 平成26年 6月 当社常務取締役マーケティング部長兼特販部長 平成28年 4月 当社常務取締役マーケティング部長兼業務用販売部長 現在に至る</p> <p><取締役候補者とした理由> 山本精一郎氏は、営業統括部門やマーケティング部門、そして当社の戦略部門である業務用販売部門の要職を歴任し、その卓越したリーダーシップを発揮しております。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	 <p>さか もと よし お 坂 本 良 雄 (昭和37年11月19日生) 所有する当社株式の数 45,000株</p>	<p>昭和60年 4 月 当社入社 平成16年 4 月 当社札幌支店長 平成20年 4 月 当社仙台支店長 平成25年 4 月 当社営業担当 平成25年 6 月 当社取締役営業担当 現在に至る</p> <p><取締役候補者とした理由> 坂本良雄氏は、入社以来、一貫して営業部門の前線を束ね、営業スタッフの育成等にリーダーシップを発揮し、業績に貢献しています。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。


第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1 新任	 <p>いし かわ ひろ やす 石川 博 康 (昭和34年6月22日生)</p> <p>所有する当社株式の数 29,000株</p>	<p>昭和59年12月 裁判所入所 平成4年4月 弁護士登録 平成12年1月 石川総合法律事務所開設 平成18年5月 株式会社トレジャー・ファクトリー社外監査役（現在） 平成19年4月 アーク法律事務所開設 代表弁護士（現在） 平成19年6月 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) アーク法律事務所 代表弁護士 株式会社トレジャー・ファクトリー 社外監査役</p> <p><社外取締役候補者とした理由> 石川博康氏は、弁護士として企業法務に関する専門的見識と経験を有しております。今後は当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の弁護士としての高い専門性により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2 新任	 こ じま かず お 小 島 一 夫 (昭和23年2月6日生) 所有する当社株式の数 14,000株	昭和46年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 平成3年5月 同行資金証券営業部次長 平成11年9月 富士証券株式会社（現 みずほ証券株式会社） 出向 同社常務執行役員 平成13年7月 昭栄株式会社（現 ヒューリック株式会社） 執行役員企画部長 平成17年3月 同社取締役常務執行役・CFO 平成18年3月 同社取締役専務執行役・CFO 平成23年6月 当社社外監査役 現在に至る
<社外取締役候補者とした理由> 小島一夫氏は、金融機関での長年の勤務実績とCFO（最高財務責任者）として培ってきた経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。今後は当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。		
3 新任	 な が し ま え つ こ 永 島 恵 津 子 (昭和29年8月23日生) 所有する当社株式の数 11,000株	昭和53年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 昭和55年7月 公認会計士附柴会計事務所入所 昭和57年8月 公認会計士登録 昭和63年6月 公認会計士永島会計事務所開設 平成20年4月 監査法人ベリタス代表社員（現在） 平成27年6月 当社社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 監査法人ベリタス 代表社員公認会計士
<社外取締役候補者とした理由> 永島恵津子氏は、公認会計士として企業会計に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。今後は当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の公認会計士としての高い専門性により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石川博康氏、小島一夫氏及び永島恵津子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 石川博康氏は、現在、当社の社外取締役であります。本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、同氏の当社の社外取締役としての就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 小島一夫氏は、現在、当社の社外監査役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
5. 永島恵津子氏は、現在、当社の社外監査役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、石川博康氏、小島一夫氏及び永島恵津子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする契約を締結しております。当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、且つ、3氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 石川博康氏、小島一夫氏及び永島恵津子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。監査等委員である社外取締役として選任された後も、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おの しの じ 大野新二 (昭和24年3月4日生)	昭和42年4月 国税庁入庁 平成20年7月 国税庁退官 平成20年8月 税理士事務所開設 現在に至る	一株

- (注) 1. 大野新二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大野新二氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 大野新二氏は、長年にわたり、税務及び経理業務の経験と税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏は、会社の経営に参与したことはありませんが、これらの専門的知見及び経験に基づき、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 大野新二氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする契約を締結する予定であります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成19年6月24日開催の第82回定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を、従来どおりの年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と定め、各取締役に対する具体的支給金額及び支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとしたしたいと存じます。

第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は6名となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等、諸般の事情を考慮して、年額5千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第3号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合には、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしします。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

現在、当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」で構成されていますが、新たに、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除きます。以下本議案において同じです。）を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社の株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役に中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有させることで、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機付けることを目的としております。

本議案は、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が承認可決された場合における報酬限度額（年額3億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠で、取締役に對して新たな業績連動型株式報酬を支給するため、報酬等についてのご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、以上のような目的によるものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

① 本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役 （社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除きます。）
--------------------------	--

② 本制度の対象となる当社株式が発行済株式総数に与える影響	
当社が拠出する金銭の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5事業年度を対象とした信託金の上限金額は、合計3億円 (詳細は下記(2)のとおり。)
取締役が取得する当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役に付与される1年あたりのポイントの総数の上限は200,000ポイント ・ 取締役に付与される1年あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の当社発行済株式の総数(平成28年3月31日時点。自己株式控除後。)に対する割合は約0.29% ・ 当社株式は、当社(自己株式処分)又は株式市場から取得予定 (詳細は下記(2)及び(3)のとおり。)
③ 業績達成条件の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年の連結営業利益計画達成率に応じて変動 (詳細は下記(3)のとおり。)
④ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役の退任時 (詳細は下記(4)のとおり。)

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本制度は、連続する5事業年度(平成29年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度とします。以下「対象期間」といいます。)を対象とします。

当社は、対象期間毎に合計3億円を上限とする金銭を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間5年間の信託(以下「本信託」といいます。)を設定(下記の信託期間の延長を含みます。以下同じです。)します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)又は株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に対するポイント(下記(3)のとおり。)の付与を行い、本信託は、当該取締役の退任時に累積ポイント(下記(3)に定めます。)に応じて当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間毎に、合

計3億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、3億円の範囲内とします。

(3) 取締役が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日で終了する事業年度（初回は平成29年3月31日で終了する事業年度。）の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結営業利益の予想値に対する達成率（以下「連結営業利益計画達成率」といいます。）及び役位に応じて、以下のポイント付与方法にしたがって、取締役に一定のポイントが付与されます*1。取締役には、退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、1ポイントは当社株式1株*2とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

取締役に付与される1年あたりのポイントの総数は200,000ポイントを上限とします。

※1 付与ポイント＝役位別基準ポイント×業績連動係数*3

※2 第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されますと、平成28年10月1日を効力発生日として実施する株式併合により、1ポイントは当社株式0.1株となる予定です。

※3 業績連動係数は、連結営業利益計画達成率に基づき、決定します。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期

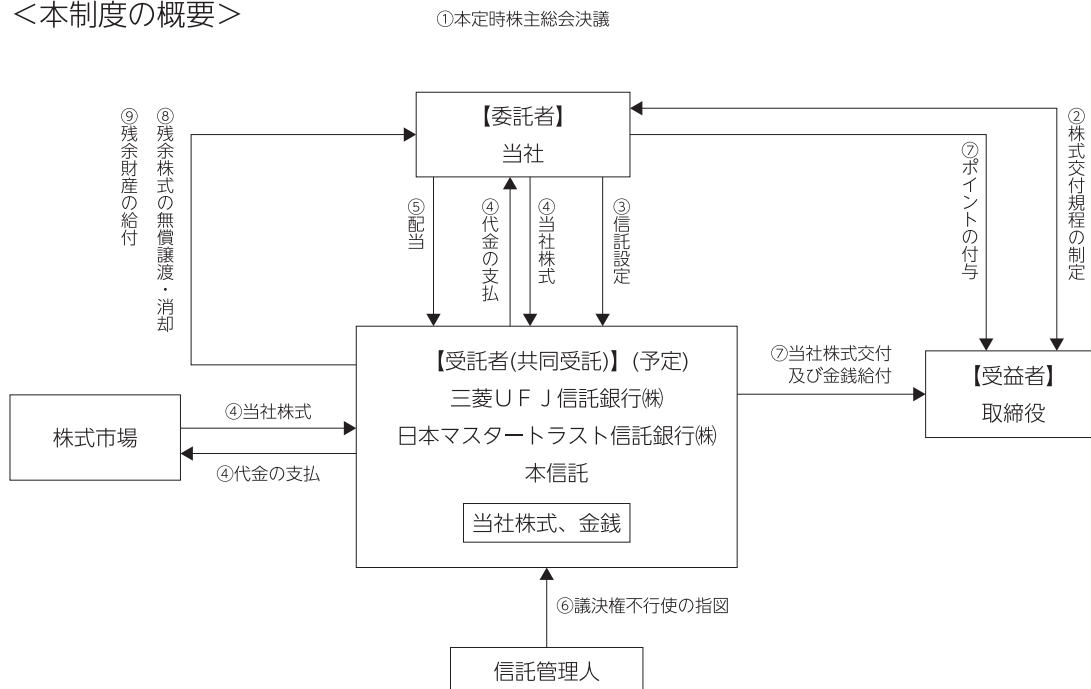
受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記(3)に基づき算定される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、退任した時点における累積ポイントの70%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り捨て）については交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点で付与された累積ポイントに応じた当社株式の全てを、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を当該取締役の相続人に対して、死亡後速やかに給付するものとします。

- (5) 本信託内の当社株式に関する議決権
本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。
- (6) 当社株式に係る剰余金配当の取扱い
本信託内の当社株式に係る剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。なお、信託報酬及び信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じた場合には、取締役のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることとなります。
- (7) その他の本制度の内容
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

<本制度の概要>



- ① 当社は、本定時株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本定時株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社(自己株式処分)又は株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本定時株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、(1)連結営業利益計画達成率及び(2)役位に応じて、毎年、取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に累積ポイントに応じて当社株式等について交付等を行います。

- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合には、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

<信託契約の内容>

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 専門実務家であって対象会社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 平成28年8月25日（予定） |
| ⑧ 信託期間 | 平成28年8月25日（予定）～平成33年8月31日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 平成28年9月1日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 3億円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。） |
| ⑬ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑭ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

第10号議案 当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成19年8月30日開催の当社取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針」の導入を決定し、その後、平成20年6月25日開催の当社第83回定時株主総会において、同対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様の過半数のご賛同を得て承認可決していただきました。また、平成22年6月25日開催の当社第85回定時株主総会及び平成25年6月26日開催の当社第88回定時株主総会において、その内容の一部を変更した上で継続することにつき、出席株主の皆様の過半数のご賛同を得て承認可決していただきました（当社第88回定時株主総会で承認可決していただいた当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を、以下「旧対応方針」といいます。）。

当社は、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会の終結時に旧対応方針の有効期間が満了することを受けて、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の株券等（下記2.(1)で定義されます。以下同じです。）の大規模買付行為（下記2.(1)で定義されます。以下同じです。）に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。本対応方針の有効期間は、平成31年6月に開催予定の当社第94回定時株主総会の終結時までとします。

なお、本対応方針の継続に当たっては、平成28年3月18日に発表いたしました監査等委員会設置会社への移行に伴う変更などの所要の変更を行っておりますが、本対応方針の内容に、旧対応方針からの実質的な変更はありません。

1. 本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、本対応方針を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は、ソース類の製造販売事業を主たる事業としておりますが、当社が大規模買付者（下記2.(1)で定義されます。以下同じです。）から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の事業の状況、当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、及び具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うことは、極めて重要であると考えられます。

株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様

がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法等を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法等について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かの評価・検討等をした結果として、当該大規模買付行為が、当社の株券等を買集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様に当社の株券等の売却を事実上強要し、又は、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社の株券等を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

したがいまして、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を導入することを決定いたしました。

本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、当該要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社の株券等の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。

2. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付ルールの設定

本対応方針においては、次の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、大規模買付者に以下に定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守していただくこととします。また、所定の場合には、本対応方針に基づき大規模買付行為に対して対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

(a) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、以下の事項を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を当社の定める書式で提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要

- ① 大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数
- ② 大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注8)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

(b) 「大規模買付情報」の提供

上記(a)に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出してい

ただいた日から10営業日(注9) (初日不算入) 以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記(a)(i)⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、かつ、株主の皆様を開示いたしますので、大規模買付者には、大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細(その名称、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他の構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みます。)の概略を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。)
- ③ 買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概

要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)

- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑧ 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑩ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、

その理由及びその内容

- ⑫ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑬ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑭ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑮ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接・間接を問いません。）及び関連性が存する場合にはその詳細、並びに、反社会的勢力ないしテロ関連組織に対する対処方針

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様へ開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

(注9) なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めのない限り同じです。

(c) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に依りて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(3)(b)(ii)に記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします（但し、延長は原則として一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該

決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時かつ適切に開示します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合には、下記(2)(a)(iii)をご参照下さい。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討等し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法等について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様にご提案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(a) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができることといたします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。具体的には、別紙1に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は

該当すると客観的に合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

(iii) 本新株予約権の無償割当てを株主総会に付議する場合の取扱い

当社取締役会は、本新株予約権（下記(b)で定義されます。以下同じです。）の無償割当てを当社株主総会に付議するために、臨時株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後事務手続上可能な最も早い日において当該臨時株主総会を開催し、本新株予約権の無償割当てについての承認に関する議案を上程するものとします。

(iv) 当社が対抗措置を発動しない場合

上記(i)及び(ii)にかかわらず、(ア)大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は(イ)大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合であって当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断する場合であっても、当社の総株主の議決権の過半数を有する株主の皆様が大規模買付行為に応じる意思を書面にて表明した場合には、当社は、対抗措置を発動しないものとします。

(b) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙2に記載する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社定款第18条第1項に従い、当社株主総会に付議することがあります。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(3) 本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(a) 株主の皆様のご意思の確認

(i) 本対応方針の導入等に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、この議案が承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。本定時株主総会において当該議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、旧対応方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

また、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案が承認可決された場合にも、当社は、本対応方針の有効期間中にその後開催される毎年の定時株主総会の後、最初に開催される当社取締役会において、当該定時株主総会の結果を踏まえて、本対応方針を維持するか否かを改めて検討し決定することとします。当社の監査等委員でない取締役の任期は1年であることから、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会終結時に当社の監査等委員でない取締役全員が任期満了となります。したがって、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会における監査等委員でない取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じても、本対応方針に関する株主の皆様のご意思が確認される予定です。

(ii) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、独立委員会が株主総会を招集することを勧告した場合、又は、そのような勧告がない場合であっても対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合には、下記(b)(ii)に定める独立委員会への諮問に加えて、本新株予約権の無償割当てを当社定款第18条第1項に従い、当社株主総会に付議することができます。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社株主総会に付議する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主総会の決議に従うものとし

ます。
大規模買付者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを当社株主総会に付議することを決定した場合には、当該株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(b) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

(i) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います(但し、上記(a)(ii)に定める株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)が、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本対応方針導入時の独立委員会の委員には、いずれも本定時株主総会における監査等委員である取締役かつ社外取締役の候補者である石川博康氏、小島一

夫氏及び永島恵津子氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙3に記載のとおりです。

(ii) 対抗措置の発動の手續

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手續を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします(但し、上記(a)(ii)に定める株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、監査等委員である取締役の全員を含む当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(iii) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が本対応方針に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保若しくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①又は②の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維

持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権無償割当ての基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までであれば本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に、本新株予約権無償割当てが実施されて当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権無償割当ては中止又は撤回しないものとします。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります（この場合には、下記4.(2)のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

(iv) 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、独立委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、当該独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(c) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成31年6月に開催予定の当社第94回定時株主総会の終結時までといたします。

なお、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認可決された場合、又は、②当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本対応方針の合理性について

(1) 株主意思を重視するものであること

上記2.(3)(a)(i)に記載のとおり、当社は、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、この議案が承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。本定時株主総会において当該議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、旧対応方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。また、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案が承認可決された場合にも、その後開催される毎年の定時株主総会の後、最初に開催される当社取締役会において、当該定時株主総会の結果を踏まえて、本対応方針を維持するか否かを改めて検討し決定することとしております。当社の監査等委員でない取締役の任期は1年であることから、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会終結時に当社取締役全員が任期満了となりますので、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本対応方針に関する株主の皆様のご意思が確認される予定です。

さらに、上記2.(3)(a)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社株主総会に付議し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

加えて、上記2.(3)(c)に記載のとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認可決された場合、又は②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。なお、当社は、買収防衛策に関するコーポレートガバナンス・コードの原則（原則1-5、補充原則1-5①）をいず

れも実施することとしております。

(3) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記2.(2)(a)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 独立委員会の設置

上記2.(3)(b)(i)に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2.(3)(c)に記載のとおり、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、本定時株主総会において関連する議案が承認可決されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行することを予定しており、監査等委員会設置会社へ移行した場合には、当社取締役会は、任期が2年の監査等委員である取締役と任期が1年の監査等委員でない取締役により構成されることとなりますが、当社取締役会の構成員を交代させることにより買収防衛策の発動を阻止する

のに不当に時間を要するわけではありません。そのため、本対応方針は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、買収防衛策の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策のことをいいます。）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(3)(b)(iii)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権の行使又は取得の結果として株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式

の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

5. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(1) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆様に必要な手続

当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第273条、第274条）に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、当社取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、取得を行います。また、大規模買付者以外の株主の皆様は本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第279条第2項）に従い、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後遅滞なく、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいようお願い申し上げます（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）。

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

6. その他

本対応方針は、平成28年5月13日開催の当社取締役会において社外取締役1名を含む出席取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、金融商品取引法又は各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいり所存です。

以上

(別紙1)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無、実現可能性等を含みます。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が毀損され、その結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であり、当該大規模買付者が当社の支配株主となることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (10) その他(1)乃至(9)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

(別紙2)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数以上で当社取締役会が別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は本新株予約権の目的である当社の普通株式1株当たり1円とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者(注10)、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者(注11)、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者(注12) (これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者が有する本新株予約権を取得することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注10) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注11) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買

付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

- (注12) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

以 上

(別紙3)

独立委員会委員の略歴

- 石川博康 (いしかわ ひろやす)
(当社社外取締役 (監査等委員である取締役) 就任予定)
昭和59年12月 裁判所入所
平成4年4月 石川博光法律事務所入所
平成12年1月 石川総合法律事務所設立
平成18年5月 株式会社トレジャー・ファクトリー社外監査役 (現職)
平成19年4月 アーク法律事務所設立 代表弁護士 (現職)
平成19年6月 当社社外監査役
平成19年8月 当社独立委員会委員 (現職)
平成22年3月 当社独立役員 (現職)
(東京証券取引所有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員 (独立役員) として届け出ております。)
平成27年6月 当社社外取締役 (現職)
- 小島一夫 (こじま かずお)
(当社社外取締役 (監査等委員である取締役) 就任予定)
昭和46年4月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行
平成11年9月 富士証券株式会社 (現みずほ証券株式会社) 出向 同社常務執行役員
平成13年7月 昭栄株式会社 (現ヒューリック株式会社) 執行役員企画部長
平成18年3月 同社取締役専務執行役・CFO
平成23年6月 当社社外監査役 (現職)
平成27年6月 当社独立役員 (現職)
(東京証券取引所有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員 (独立役員) として届け出ております。)
- 永島恵津子 (ながしま えつこ)
(当社社外取締役 (監査等委員である取締役) 就任予定)
昭和53年10月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所
昭和55年7月 公認会計士附柴会計事務所入所
昭和63年6月 公認会計士永島会計事務所設立
平成20年4月 監査法人ベリタス 代表社員 (現職)
平成27年6月 当社社外監査役 (現職)
平成27年6月 当社独立役員 (現職)
(東京証券取引所有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員 (独立役員) として届け出ております。)

以上

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府と日銀の経済金融政策により、企業収益や雇用環境の改善傾向が続き、全体としては緩やかな景気回復基調で推移しました。

しかしながら、中国に端を発する世界経済の下振れリスクや10月から12月の国内の経済成長率がマイナスに転じたことなど、経済環境は依然として不透明な状況となっております。また、個人消費の勢いも所得水準の伸び悩みや根強い節約志向により限定的なものとなっております。

このような環境下、当社グループは、安全・安心・信頼できる企業として「幸福感を味わえる商品の提供」を経営理念に掲げ、主力商品であるソース類の価値向上と業務用市場における新規開拓を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は166億6千6百万円（前連結会計年度比1.3%増）となりました。利益面につきましては原材料価格の上昇を価格改定で吸収できず営業利益は7億8千1百万円（前連結会計年度比3.9%減）、経常利益は投資有価証券売却益などにより11億1百万円（前連結会計年度比1.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億2千8百万円（前連結会計年度比10.0%増）となりました。

○ソース類事業

ソース類事業の家庭用商品につきましては、ブルドックソースでは「ブルドック贅沢ブレンドウスターソース300ml」「ブルドック贅沢ブレンド中濃ソース300ml」「ブルドック贅沢ブレンドとんかつソース300ml」を8月より発売しました。野菜、果実、香味野菜などの材料にこだわった少し上質なソースです。また、ミラノ万博・日本館レストランでは「Premium Pork Cutlet TOKYO TONKATSU」と銘打ち、日本産の豚肉を使用したとんかつがメニューに加わり、当社とんかつソースを添えて提供されました。ミラノ万博にあわせてミラノ市内で開催された見本市「ジャパンサローネ」では、箸で食べる和食とんかつ「東京とんかつ」を当社とんかつソースとともに試食提供し、ソースで食べる日本のとんかつの美味しさをミラノの方々々に体験していただきました。今後も外国からの観光客の増加を見据えて「東京とんかつ」ととんかつソースの認知向上に努めてまいります。また、クッキングソースシリーズ品や野菜が恋するシリーズ品を発

売し、新たな売場開拓及び付加価値商品の開発にも挑戦しております。

イカリソースにおいては、9月に主力商品である「イカリウスターソース」、「イカリ中濃ソース」、「イカリとんかつソース」をリニューアルし、伝統の味にかつお節エキス、オイスターエキス、昆布等の旨味を増やし、着色料等食品添加物不使用に加え、アレルギー物質27品目も不使用の品質といたしました。さらに、8月に主菜にも副菜にも使え、作れる調味たれとして「イカリゆずのポンたれ 220」、「イカリ怪味鶏のたれ 225」を発売し、2月には豊かな風味で味わい深い「野菜のドレッシング醤油ごま 200」、野菜を食べやすくするベーコン風味「野菜のドレッシングイタリアンベーコン風味 200」を発売しました。

また、業務用商品につきましては、ブルドックソースでは「ブルドックデリカ用とんかつソース甘口 1,190g」と「ブルドック万能あわびの肝海鮮塩だれ 1,050g」を発売し、既存の業務用ソース1Lシリーズのラインナップを拡充しました。さらに、業務用プライベートブランド商品を中心に外食産業のユーザーや中食・惣菜・加工用ユーザー等に対する新規メニュー提案や新規顧客開拓を積極的に行い、売上は順調に推移しました。

イカリソースにおいても、引き続き「地元関西の味」をベースにしたメニュー提案を行い、新規の顧客開拓に努めるとともに認知度の拡大をいたしました。

一方で、円安等により輸入原材料価格の高騰が続いたことにより、当社グループではその他コストの削減、業務の効率化に最大限取り組んできましたが、企業努力だけではコスト増を吸収することが困難と判断し、ブルドックソースの商品につきましては8月より、イカリソースの商品につきましては9月より価格改定させていただきました。

以上の結果、ソース類事業の当連結会計年度の売上高は166億1千4百万円（前連結会計年度比1.3%増）となりました。

○不動産賃貸事業

不動産賃貸収入は、マンション及びビル入居者の増加により、5千2百万円（前連結会計年度比0.0%増）となりました。

(2) 重要な設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は3億1千1百万円であります。主なものとしては、当社鳩ヶ谷工場及び館林工場におけるソース製造設備、並びにイカリソース(株)西宮工場のソース製造設備に係るものです。

(3) 重要な資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として、2億円を金融機関から調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく経営環境は、依然不透明な状況にあり、新たなビジネスモデルの構築による利益の確保が急務となっております。

中濃ソース等の主力商品の価値訴求を引き続き行うとともに、より健康に配慮した付加価値商品の開発、野菜が恋するシリーズ品による新たな売り場ルートの開拓、そして、外食・中食・惣菜ユーザー等への商品提案力を強化し、業務用ユーザーの新規獲得を進めてまいります。

また、生産設備の効率化と品質管理をさらに強化し、安全・安心の質を高めることにより、お客様の食の品質に対する意識の高まりに応えてまいります。

おかげさまで当社グループのイカリソースは、2月に創業120周年を迎え、ブルドックソースは来期115周年を迎えます。これからもお客様の長年のご愛顧にお応えできるよう、時代の変化をとらえた「幸福感を味わえる商品」を提供し、「安全・安心・信頼」できる企業グループでありつづけてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第88期 (平成24年4月から 平成25年3月まで)	第89期 (平成25年4月から 平成26年3月まで)	第90期 (平成26年4月から 平成27年3月まで)	第91期 (当連結会計年度) (平成27年4月から 平成28年3月まで)
売 上 高	16,314 百万円	16,586 百万円	16,455 百万円	16,666 百万円
経 常 利 益	835 百万円	1,054 百万円	1,089 百万円	1,101 百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	503 百万円	599 百万円	662 百万円	728 百万円
1株当たり当期純利益	7.34 円	8.78 円	9.69 円	10.66 円
総 資 産	20,562 百万円	21,738 百万円	23,703 百万円	23,671 百万円
純 資 産	15,348 百万円	16,158 百万円	17,585 百万円	17,886 百万円
1株当たり純資産額	224.60 円	236.46 円	257.35 円	261.76 円

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末現在の自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
イカリソース株式会社	350,000千円	100.0%	ソース類の製造販売
株式会社Bullフーズ	30,000千円	100.0%	ソース類の製造販売

(7) 主要な事業内容

ソース類の製造及び販売

(8) 主要な事業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

- ① 当社の事業所及び工場

本店	東京都中央区		
支店	東京 (東京都中央区)	量販	(東京都中央区)
	関東 (栃木県宇都宮市)	札幌	(北海道札幌市)
	仙台 (宮城県仙台市)	名古屋	(愛知県名古屋市)
	大阪 (大阪府大阪市)	福岡	(福岡県福岡市)
工場	鳩ヶ谷 (埼玉県川口市)	館林	(群馬県館林市)

- ② 主要な子会社の事業所及び工場

イカリソース株式会社
 本店 兵庫県西宮市
 工場 西宮 (兵庫県西宮市)
 株式会社Bullフーズ
 本店 東京都中央区

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
ソース類製造販売事業	209人	7人減
全社(共通)	58人	2人減
合計	267人	9人減

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
183人	8人減	43.2才	18.9年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	320,008千円
日本生命保険相互会社	100,000千円
第一生命保険株式会社	100,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式総数 69,774,401株 (自己株式1,441,648株を含む。)
- (3) 株主数 6,396名
- (4) 大株主(上位10名)の状況

株主名	持株数	持株比率
ブルドック持株会	3,234千株	4.73%
興和株式会社	2,400千株	3.51%
日本生命保険相互会社	2,208千株	3.23%
株式会社みずほ銀行	2,181千株	3.19%
凸版印刷株式会社	2,137千株	3.12%
養命酒製造株式会社	1,864千株	2.72%
株式会社福岡銀行	1,863千株	2.72%
第一生命保険株式会社	1,737千株	2.54%
日新製糖株式会社	1,469千株	2.15%
佐藤食品工業株式会社	1,434千株	2.09%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,441,648株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式(1,441,648株)を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池 田 章 子	イカリソース(株)代表取締役会長 (株)安藤・間社外取締役
専務取締役	三 國 恵 藏	生産担当兼研究開発部担当兼物流管理部担当 兼原料調達部長兼鳩ヶ谷工場長
専務取締役	石 垣 幸 俊	イカリソース(株)代表取締役社長
常務取締役	佐 藤 貢 一	経理財務部担当兼経営企画室長
常務取締役	山 本 精 一 郎	マーケティング部長兼特販部長
取 締 役	坂 本 良 雄	営業担当
取 締 役	石 川 博 康	アーク法律事務所代表弁護士 (株)トレジャー・ファクトリー社外監査役
常 勤 監 査 役	太 田 眞 悟	
監 査 役	小 島 一 夫	
監 査 役	永 島 恵 津 子	監査法人ベリタス代表社員公認会計士

- (注) 1. 取締役石川博康氏は、社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役小島一夫氏及び監査役永島恵津子氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役小島一夫氏は、金融機関での長年の勤務実績と他社のCFO（最高財務責任者）として培ってきた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役永島恵津子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	7名	157,080千円
監 査 役	5名	18,440千円
計 (うち社外役員)	12名 (5名)	175,520千円 (9,840千円)

- (注) 1. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む。）8,661千円を支給しており、また、平成20年6月25日開催の第83回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した監査役（社外監査役）1名に対して200千円を支給しております。
2. 平成19年6月24日開催の第82回定時株主総会決議による役員報酬限度額（年額）は、取締役3億円以内、監査役5千万円以内であります。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を含んでおりません。
3. 石川博康氏は、平成27年6月25日開催の第90回定時株主総会において監査役を退任した後、取締役就任のため、人数及び報酬等の額について監査役期間は監査役（社外監査役）に、取締役期間は取締役（社外取締役）に含めて記載しております。
4. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の人数と相違しているのは、第90回定時株主総会の時をもって退任した社外監査役2名を含んでいるためであります。

(4) 社外役員等に関する事項（平成28年3月31日現在）

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員各氏の以下の兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。

区分	氏名	兼職先
社外取締役	石川博康	アーク法律事務所代表弁護士 （株）トレジャー・ファクトリー社外監査役
社外監査役	永島恵津子	監査法人ベリタス代表社員公認会計士

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	石川博康	当事業年度開催の取締役会13回中13回、また、平成27年6月開催の第90回定時株主総会において社外監査役を退任する前に開催された監査役会4回中4回出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	小島一夫	当事業年度開催の取締役会13回中13回、また監査役会14回中14回出席し、金融機関での長年の勤務実績と他社のCFO（最高財務責任者）として培ってきた豊富な経験・見地から、必要に応じ経営上有用な指摘・提言を行っております。
社外監査役	永島恵津子	平成27年6月開催の第90回定時株主総会において就任後開催の取締役会10回中10回、また監査役会10回中10回出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区別しておらず、かつ実質的にも区分不能であるため、上記の金額については、これらの合計額をそのまま記載しております。なお、金額には消費税等を含めておりません。
2. 監査役会は、会計監査人から提出された当事業年度の会計監査計画における監査予定時間、監査体制、業務内容等について、過年度の監査計画との比較及び活動実績結果の評価、会計監査人の職務の遂行状況の相当性等を検証し、報酬等の額の妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について相当と判断し同意をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反し、若しくは抵触した場合、当該会計監査人に公序良俗に反する行為があったと認められる場合、その他その職務を継続することが相当でないと認められる場合には会計監査人を解任し、又は再任しない方針です。

6. 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株券等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものです。したがって、当社は、当社の株券等に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、一方的な株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模な買付行為に関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が当該大規模な買付行為の条件・方法等の評価・検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株券等の大規模な買付行為が存在することも否定し得ません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 i. の企業価値向上への取組み、及び、下記 ii. のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記①のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に資するものであると考えております。

i. 企業価値向上への取組み

当社は、明治35年（1902年）の創業から培ってきた信頼とブランド力を基盤として、家庭用ソースの需要拡大と市場の活性化に努めるとともに、ソースメーカーNo.1のプレゼンスを確立することを目指し、経済的価値の伴うブランド力のより一層の向上に努めてまいりました。また、昨今のデフレ経済下においても、生産工程の見直し等により生産効率を向上させるとともに、事業構造の改革をさらに進め、経営体質の強化及び基盤事業の収益力の向上を図っております。当社では、素材の良さを引き出す汎用性の高い万能調味料として平成24年に発売した「うまソース」をはじめ、固定概念に捉われない新しい「Sauce」の開発を通じて、お客様の食の世界を広げ、ソースの新たな価値を創造していくことを目指しております。さらに、当社にとって拡大の余地が大きい業務用市場においては、家庭用市場で長年にわたり築いてきた豊富な経験とノウハウを結集し、業務用市場における多種多様なニーズにお応えできるよう、販売体制や生産体制の強化に努めております。

当社は、今後も引き続き、これらの取組みを通じて、ソース類の製造販売事業のプロフェッショナルとして、お客様にとって「安全・安心・信頼」の商品づくりに取り組み、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に最善の努力を尽くしてまいります。

ii. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、経営の透明性の向上と法令遵守を徹底し企業価値を向上させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、そのため経営環境の変化に迅速に対応できる内部統制システムの構築をしております。さらに企業倫理の徹底を行動規範として掲げ、企業倫理を社内に普及・浸透させるために様々な施策を講じて全社的な活動を展開するとともに、リスク発生を想定した緊急対応システムやリコールプランを制定するなど、安全で安心な商品を提供するためのリスク管理体制の整備も行っております。

コーポレート・ガバナンスの充実のための具体的な取組みとして、当社は、執行役員制度を導入し、業務執行機能をより充実させ、環境変化に即応した経営体制を強化してまいりました。また、当社は、透明性の高い公正な経営監視体制の確立という観点から、監査役3名中2名を社外監査役としており、各監査役は、原則として月1回開催される取締役会に出席し、各分野での経験・知識・専門的見地から助言や提言を行い、取締役会の意思決定の適正性の確保に努めております。さらに、平成19年6月24日開催の第82回定時株主総会において、取締役の任期を従来の2年から1年に短縮するとともに、取締役の解任要件を普通決議にいたしました。これは、当社の経営を誰に委ねるかを株主の皆様が毎年決定していただくとともに、議決権の過半数を有する株主の皆様が当社の現行の経営陣に反対された場合には、

いつでもこれを交代させることを可能とするためのものであります。

なお、当社は、本定時株主総会において承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行することを予定しております。監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役の業務執行の適法性・妥当性の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図り、より透明性の高い経営の実現に努めて参る所存であります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月17日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めするために、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。また、平成25年6月26日開催の当社第88回定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案について、株主の皆様のご承認を得ております。

本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記①に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、本対応方針の有効期間は、平成28年6月に開催予定の当社第91回定時株主総会の終結時までとしております。

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成25年5月17日付プレスリリース「当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（URL:<http://www.bulldog.co.jp/release/uploads/news130517.pdf>）をご参照ください。

④ 上記②及び③の取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①の当社の財務及び

事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

次に、上記③の取組みとして導入を決定した本対応方針は、必要な情報の事前の提供と大規模買付行為の内容の評価・検討等に必要期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると認められる大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記③の取組みは、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

また、本対応方針に基づく対抗措置の発動等についての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か等の判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重することとしており、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(1)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(2)事前開示・株主意思の原則、(3)必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。以上のとおり、本対応方針については、その公正性・合理性を確保するための制度及び手続が定められております。

このように、上記③の取組みも、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ※ 当社は、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針が上記定時株主総会の終結時に有効期間が満了するのを受けて、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「新対応方針」といいます。）を導入することを決定しております。新対応方針の詳細につきましては、上記定時株主総会の株主総会参考書類の「第10号議案 当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」をご参照ください。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、企業価値の増大化と株主の皆様への適切な利益還元を図ることによって、会社及び株主の皆様の利益の最大化を達成することを基本としております。この基本方針に基づき、利益配分につきましては、短期的な観点のみならず中長期的な観点からも、事業戦略実行のための適切な内部留保と株主の皆様への安定的な配当の維持を両立させることを前提に、収益に応じた適切な配当を行ってまいります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益（円単位）及び1株当たり純資産額（円単位）につきましては、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	9,144,324	流 動 負 債	3,401,035
現金及び預金	4,104,479	支払手形及び買掛金	1,661,831
受取手形及び売掛金	4,266,796	1年内返済予定の長期借入金	79,992
商品及び製品	438,800	未払法人税等	185,490
原材料及び貯蔵品	91,292	未払費用	1,095,267
仕掛品	23,969	賞与引当金	171,683
繰延税金資産	158,801	その他	206,770
その他	60,184	固 定 負 債	2,384,089
固 定 資 産	14,527,611	長期借入金	440,016
有形固定資産	5,797,280	繰延税金負債	843,530
建物及び構築物	1,955,078	退職給付に係る負債	908,528
機械装置及び運搬具	1,054,904	長期未払金	166,300
土地	2,711,335	その他	25,714
その他	75,962	負 債 合 計	5,785,125
無形固定資産	7,922	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	8,722,408	株 主 資 本	16,149,478
投資有価証券	8,068,587	資本金	1,044,378
繰延税金資産	50,078	資本剰余金	2,564,860
その他	657,178	利益剰余金	13,075,802
貸倒引当金	△53,436	自己株式	△535,562
資 産 合 計	23,671,935	その他の包括利益累計額	1,737,331
		その他有価証券評価差額金	1,759,678
		退職給付に係る調整累計額	△22,346
		純 資 産 合 計	17,886,810
		負債及び純資産合計	23,671,935

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売上高		16,666,866
売上原価		8,141,565
売上総利益		8,525,300
販売費及び一般管理費		7,744,284
営業利益		781,016
営業外収益		
受取利息	225	
受取配当金	143,411	
投資有価証券売却益	179,337	
その他	9,429	332,404
営業外費用		
支払利息	7,629	
その他	4,244	11,873
経常利益		1,101,546
特別損失		
固定資産除却損	4,016	
投資有価証券評価損	16,882	
関係会社出資金評価損	50,000	
災害による損失	8,780	79,679
税金等調整前当期純利益		1,021,867
法人税、住民税及び事業税	335,768	
法人税等調整額	△42,270	293,497
当期純利益		728,369
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		728,369

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	7,077,424	流動負債	2,108,870
現金及び預金	3,354,462	支払手形	288,871
受取手形	980	買掛金	852,892
売掛金	3,035,699	未払金	61,117
商品及び製品	328,715	未払費用	546,661
原材料及び貯蔵品	61,559	未払法人税等	147,837
仕掛品	10,100	未払消費税等	38,456
前払費用	41,402	賞与引当金	147,461
繰延税金資産	77,001	預りの金	11,462
短期貸付金	150,000	その他の負債	14,111
その他の負債	17,503	固定負債	1,946,775
固定資産	14,224,928	長期借入金	200,000
有形固定資産	4,229,263	繰延税金負債	853,407
建物	1,516,571	退職給付引当金	703,806
構築物	286,911	長期未払金	166,300
機械及び装置	435,202	長期預り保証金	6,241
車両運搬具	10,054	その他の負債	17,020
工具、器具及び備品	46,141	負債合計	4,055,646
土地	1,909,335	純資産の部	
その他の負債	25,047	株主資本	15,522,534
無形固定資産	7,197	資本	1,044,378
電話加入権	3,165	資本剰余金	2,564,860
ソフトウェア	4,032	資本準備金	2,564,860
投資その他の資産	9,988,467	利益剰余金	12,448,858
投資有価証券	7,983,645	利益準備金	261,094
関係会社株式	30,000	その他利益剰余金	12,187,763
従業員に対する長期貸付金	19,310	固定資産圧縮積立金	795,337
関係会社長期貸付金	1,420,000	別途積立金	11,470,000
長期前払費用	86,341	繰越利益剰余金	△77,573
差入保証金	80,590	自己株式	△535,562
役員に対する保険積立金	419,656	評価・換算差額等	1,724,172
その他の負債	2,360	その他有価証券評価差額金	1,724,172
貸倒引当金	△53,436	純資産合計	17,246,706
資産合計	21,302,353	負債及び純資産合計	21,302,353

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額
売上高	10,968,336
売上原価	5,748,575
売上総利益	5,219,760
販売費及び一般管理費	4,538,436
営業利益	681,323
営業外収益	
受取利息	19,451
受取配当金	142,536
投資有価証券売却益	179,337
その他	17,073
営業外費用	
支払利息	2,395
その他	991
経常利益	1,036,336
特別損失	
固定資産除却損	3,978
投資有価証券評価損	16,882
関係会社出資金評価損	50,000
災害による損失	8,780
税引前当期純利益	956,694
法人税、住民税及び事業税	291,723
法人税等調整額	5,403
当期純利益	659,567

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

ブルドックス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 林 寛 尚 ㊟
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 橋 爪 剛 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ブルドックス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブルドックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

ブルドックス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 林 尚 尚 ①
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 橋 爪 剛 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブルドックス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 平成28年5月11日

ブルドックス株式会社 監査役会

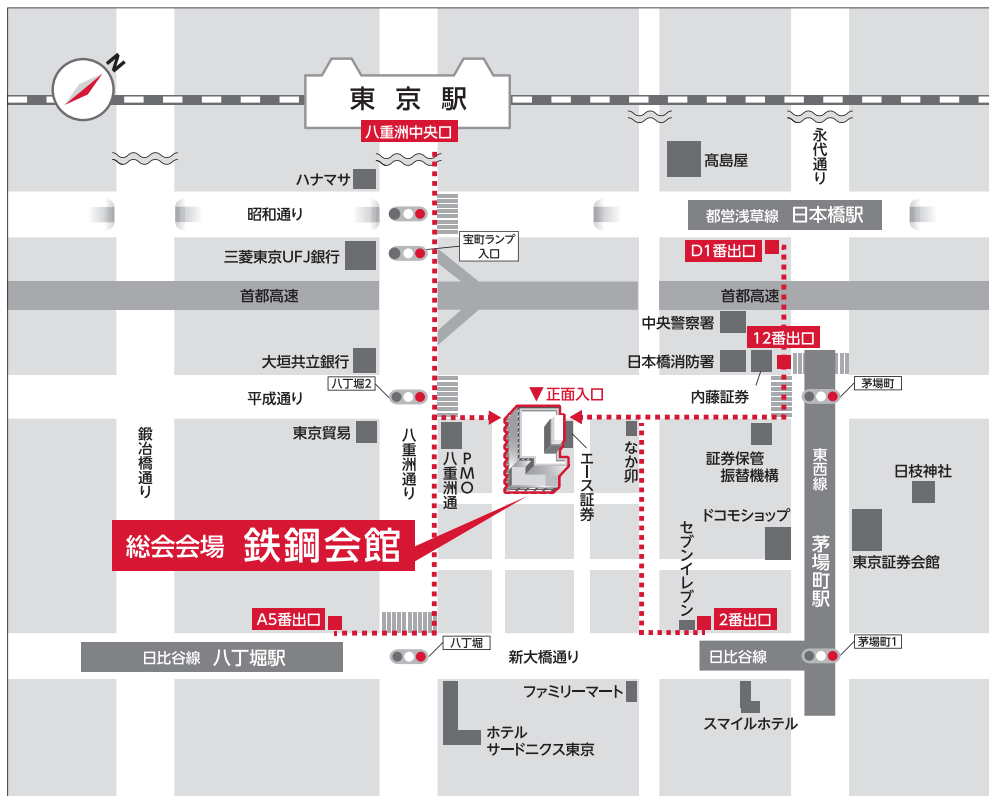
常勤監査役 太田 眞悟 ㊟
 監査役 小島 一夫 ㊟
 監査役 永島 恵津子 ㊟

(注) 監査役 小島一夫、監査役 永島恵津子は、「会社法第2条第16号及び第335条第3項」に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場 ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室
 電話 03-3669-4856



交通のご案内： 東京メトロ東西線
 東京メトロ日比谷線
 東京メトロ日比谷線
 都営浅草線
 JR線

[茅場町駅]	12番出口	徒歩 5分
[茅場町駅]	2番出口	徒歩 5分
[八丁堀駅]	A5番出口	徒歩 5分
[日本橋駅]	D1番出口	徒歩 10分
[東京駅]	八重洲中央口	徒歩 15分

お問い合わせ先
 ブルドックソース株式会社 総務人事部
 電話 03-3668-6811



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。